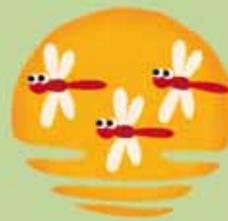


# 南池袋二丁目C地区 準備組合ニュース



第26号  
2019.10月発行

発行・編集：  
南池袋二丁目C地区  
市街地再開発準備組合



## 南池袋二丁目C地区の事業計画の縦覧が実施されます

先日、令和元年9月19日に組合設立認可申請者より豊島区長を通じて東京都知事に対し、市街地再開発組合設立認可申請書を提出したことを受けて、豊島区による事業計画の縦覧<sup>\*1</sup>が実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、南池袋二丁目C地区に関係する土地もしくは建物について権利をお持ちの方は、東京都知事に対し、事業計画について意見書を提出<sup>\*2</sup>することができます。  
縦覧および意見書提出の期間・方法等については下記の通りです。



## 縦覧および意見書提出の期間・方法等について

### ● 縦覧期間

10月10日(木)から10月23日(水)

### ● 縦覧場所

豊島区役所本庁舎6F 都市計画課窓口で事業計画書が閲覧できます  
(縦覧時間：平日8:30～17:15まで)

### ● 意見書提出の期間

10月10日(木)から11月6日(水)

### ● 意見書の提出方法

提出先：東京都知事  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都都市整備局市街地整備部再開発課民間再開発担当  
提出方法：郵送または持参（意見書の様式の定めはありません）

● 縦覧および意見書提出の概要については、豊島区ホームページでもご覧になれます

(<http://www.city.toshima.lg.jp/300/machizukuri/toshikekaku/shigaichi/1909301037.html>)

準備組合でも、縦覧期間中、土地所有者および借地権者の方に限り、事業計画書が閲覧できます。  
また、縦覧期間終了後、ご希望される方に対し、事業計画書の配布を予定しております。  
(その場合はご希望される旨の要望書をご提出ください)

1) 都市再開発法第16条第1項の規定に基づくものです  
2) 都市再開発法第16条第2項の規定に基づくものです



## 第15回説明会を開催いたしました

先日、10月3日（木）および10月5日（土）に準備組合事務所にて第15回説明会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

説明会では、コンサルタントより権利変換の際にご同意いただく内容、仮住居に関する補償基準（案）の説明、また再開発建物の住宅部分の設計概要についての説明を行いました。

### 開催日時

主に戸建等権利者の方  
10月3日(木)19:00～  
主にパームス東池袋の方  
10月5日(土)10:00～

### 説明の内容

- I. 権利変換計画同意手続きについて
- II. 補償基準（案）標準家賃の考え方について
- III. 住宅等設計概要（案）について



▲10/3 第15回説明会当日の様子



## 建物調査のご協力をお願いいたします

建物調査は、今後ご資産の評価や補償費の算定を行うにあたって、非常に重要な基礎調査となっております。

既にほとんどの建物で実施させていただきましたが、まだお済みでない方については、調査へのご協力をお願いいたします。

ご協力いただけます方は、ご希望の日時・時間帯について、準備組合までご連絡ください。

お忙しい中大変恐縮ですがご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

### 調査時期

～2019年12月下旬まで

### 所要時間（目安）

戸建て住宅等：2～3時間程度

パームス東池袋：約1時間程度

### 調査内容

- 外壁、屋根、外構の調査  
（※パームスの方は除く）
- 屋内調査
- 動産調査（家具・備品・什器等）
- 写真撮影
- 聞き取り調査



### 編集後記



事業に係る心配事、ご意見等ございましたら、いつでも事務局までご相談ください。

月曜～金曜 10時から16時まで開局しております。（土日祝休）

【準備組合HPも是非ご覧ください】

[URL] <http://minamikec.wixsite.com/main>



～ 本ニュース・活動に関するご質問・ご意見等ございましたら下記までお問合せください ～

[南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合事務局]

事務所TEL：03-5396-7730 / mail：minamiike-c@tokyo.email.ne.jp